

ユニオンだより

2026年2月

発行 神奈川建設ユニオン相模原事務所

〒252-0239 相模原市中央区中央2-13-12-2F ☎042-750-4144

～ 神奈川建設ユニオン「2026 新春のつどい」を開催 ～

2月8日（日）一年の始まりを祝う“新春のつどい”を、昨年に引き続き開催しました。

当日の天気は、何と「雪」。開始までの間に雪が強まり、積雪により参加困難な状況となりましたが、欠席される方は少なく、91名の参加で盛況に終えることができました。

乾杯を挟み前半は執行委員長の挨拶、ご来賓のご紹介、鏡開きを行い、後半は“Brillante”のアンサンブルに始まり、抽選会等が行われ、和やかな雰囲気の中、楽しい時間を過ごすことができました。

これまでのご支援とご協力に深く感謝するとともに、神奈川建設ユニオンの発展に向け今後ともいっそうのお力添えを賜りますようお願ひいたします。



確定申告事前勉強会（確定申告書提出に向けた実務作業と書き方の勉強会）

- | | | |
|-----------------------|-----------|------------|
| ・2月22日（日） | サニープレイス座間 | 予約に余裕があります |
| ・3月1日（日） | 相模原市民会館 | 予約は残りわずか |
| 9:30 ~ 15:00 各日定員 30名 | | |

※ 完全予約制

この日以外では対応できることになっていますので、上記のいずれかの日においてくださいようお願いいたします。

申告整理簿は予約後にお渡し（お送り）します。なお、パソコンで会計帳簿を作成している方は、点検に時間がかかりますので、上記の日以外で設定いたします。 入力点検費1万円がかかります。ご了承ください。

一人親方労災保険の更新について

毎年行われております、労災保険の更新時期となりました。現在、加入されています労災保険は3/31迄で、4/1分からは更新が必要となります。加入者の方には、更新手続きのご案内をお送りしておりますので、2/28(金)までにFAXまたは郵送にてご返答をお願いいたします。既にご返答いただいた方で、変更をご希望される方は、3/16(月)までに相模原事務所へご連絡をお願いいたします。

==基礎日額の設定について==

基礎日額とは、労災事故で休業等の補償を受けるときの基礎となります。休業補償時は基礎日額の8割が給付されます。したがって、万が一の補償を考慮した場合、基礎日額の設定は、実際の賃金に見合うものとすることをお勧めいたします。

※事業所労災の更新につきましては、準備が整い次第ご案内を発送いたします。

== 神奈川建設ユニオンが取り組むアスベスト裁判 ==

左官の故西島羽穂さんの裁判

アスベスト被害に基づく損害賠償請求集団訴訟（東日本建設アスベスト訴訟）

次回期日は 令和8年3月13日(金)午前11時00分
横浜地方裁判所（午前10時30分集合です）

1陣訴訟（原告32名）が昨年6月に結審し、いよいよ3月13日に判決を迎えます。

原告の皆さんや弁護団、支援団体の奮闘に報いる良い判決を待ちます。

また、全国の建設アスベスト訴訟では勝利的和解が続いています。1陣の裁判でも和解協議の上申書を裁判所に提出しています。

和解で決着するのか、判決までもつれ込むのか。結果については後日報告いたします。

書記局からのお知らせ ~新しい書記のご紹介です~

2月1日より 宮澤 さとみ さん が入職されました☆彌

相模原事務所がさらに明るくなりました♪

～ 本人より ひ・と・こ・と ～

趣味はドラマや映画鑑賞です♪

組合員の皆様が安心して働けるよう全力でサポートさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします！



☆建設国保の資格確認調査が実施されます☆

～調査の対象となる方は、令和7年3月31日以前に加入された方～

建設国保加入されている方の建設国保資格確認調査が4月～5月末に実施されます。この調査は、法令により2～3年に一回実施されるもので、建設国保加入に適正な資格があるかを確認するものです。回答を怠ると建設国保の資格を喪失することとなりますので、必ず締切日までに回答票と必要書類を添えて国保組合へ返送をお願いします。

===== 提出時必要書類 =====

1. 法人の事業主（①と②、または①と③を提出）

- ①健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し（直近のもの）
- ②履歴事項全部証明書の写し（証明日から3ヶ月以内のもの）
- ③建設業許可の決算変更届の写し及び工事経歴書の写し（直近のもの）

※従業員の方の調査について援助をお願いします

2. 法人の従業員

- ①給与所得の源泉徴収票の写し（支払者の社名が記載されているもの、直近のもの）

3. 個人事業所の事業主（①または②のいずれかを提出）

- ①所得税及び復興特別所得税の確定申告書の写し（職業欄が記載されているもの、直近のもの）

※電子申告の場合は、受付日時・受付番号が記載されているもの

e-taxで申告されている方は、「メッセージボックス」より、以下の操作で

確定申告書の控えを印刷してください

ア) 受信通知の「帳票を表示する」をクリック

イ) 帳票の表示「所得税及び復興特別所得税の確定申告書」にチェックマークを入れ
「帳票作成」をクリック

ウ) 「帳票イメージの表示」で「はい」をクリック

エ) 「PDFの作成」が完了したら「表示」をクリック

オ) PDF形式で表示された帳票を印刷する

※紙媒体提出の場合は、確定申告書とリーフレットの写し（確定申告書提出時に必ず
リーフレットを受領してください）または、納税証明書（その1）の写し

- ②建設業許可の決算変更届の写し及び工事経歴書の写し（直近のもの）

4. 個人事業所の従業員

- ①給与所得の源泉徴収票の写し（支払者の氏名または屋号が記載されているもの、直近のもの）

ご不明な点は、国保組合又は相模原事務所までお問い合わせください。

池田達彦弁護士による無料法律相談 法律事務所ろはす

ユニオンの顧問弁護士池田達彦先生がご相談をお受けします。
相談日は特定していません。都度対応させていただきます。
相談内容は遺言・相続・不動産問題・環境行政問題等、多岐にわたりご対応くださいますので、お困りの事があればまずは相模原事務所へご連絡ください。

ユニオンの無料税務相談会 回答；須藤基史税理士

3月19日（木）/ 4月17日（金）/ 5月15日（金）

午後2時から 会場：ユニオン相模原事務所

ユニオンの顧問税理士、須藤基史先生がご相談をお受けします。予約制です。
相談会の前々日までに申し込んでください。申込先は、所属支部の経営対策部長または相模原事務所まで。所得税、消費税、相続税、贈与税、土地建物の売買に関する税、法人にした場合の税務など、税のことならなんでも構いません。相談を受けやすいように、関係書類をご持参ください。



今月の健康ワンポイント

2月は全国生活習慣病予防月間です



今月のテーマは・・・“～多動～”

これからは、今より10分多く身体を動かすことを意識しましょう！

2月は、寒さや乾燥した空気による体調不良や冬場の運動不足、食事・睡眠の乱れなどの生活習慣が原因となり、糖尿病や高血圧、心疾患、脳卒中などを引き起こす可能性があります。

☁ 運動 ☁

- ・座りっぱなしにならないよう、毎日継続してからだを動かしましょう。

⌚ 休養 ⌚

- ・心身の疲労を回復し、元の活力ある状態に戻し健康保持を図りましょう。

📖 こころ 📖

- ・明日に向かって英気を養い、身体的・精神的な健康能力を高めましょう。